令 和 6 年

第３回神戸町議会定例会会議録

令和 6 年 6 月 2 日　開会
令和 6 年 6 月 12 日　閉会

岐阜県神戸町議会

令和６年第３回神戸町議会定例会会議録目次

第　１　号　（６月３日）

開会 …… ３

会議録署名議員の指名について …… ３

会期の決定について …… ３

議第32号から議第34号までについて（提案説明・質疑・討論・採決） …… ３

議第35号から報第４号までについて（提案説明） …… ６

散会 …… １５

第　２　号　（６月12日）

開議 …… １８

一般質問 …… １８

林　　利　雄　君 …… １８

宮　嶋　健太郎　君 …… ２２

小　川　榮　一　君 …… ２８

鈴　木　愛　子　君 …… ３７

散会 …… ４４

第　３　号　（６月13日）

開議 …… ４９

議第35号について（質疑・討論・採決） …… ４９

議第36号について（質疑・討論・採決） …… ４９

議第37号について（質疑・討論・採決） …… ５０

議第38号について（質疑・討論・採決） …… ５０

議第39号について（質疑・討論・採決） …… ５１

議第40号について（質疑・討論・採決） …… ５２

報第３号について（質疑） …… ５２

報第４号について（質疑） …… ５３

議第41号について（提案説明・採決） …… ５３

選第８号について …… ５４

閉会 …… ５５

令和６年第３回神戸町議会定例会付議議案

議第32号　神戸小学校屋内運動場改修工事の請負契約について

議第33号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事の請負契約について

議第34号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事の請負契約について

議第35号　神戸町税条例の一部を改正する条例について

議第36号　神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第37号　神戸町下水道条例の一部を改正する条例について

議第38号　神戸町水道給水条例及び神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について

議第39号　岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更の協議について

議第40号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第１号）

報第３号　令和５年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について

報第４号　令和５年度神戸町土地開発公社事業経営状況について

議第41号　農業委員会委員の任命同意について

選第８号　神戸町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

令 和 6 年 第 3 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 1 号 ）

令 和 6 年 6 月 3 日 （ 月 曜 日 ）

議　事　日　程（第１号）

令和６年６月３日（月曜日）午前９時30分開議

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　議第32号　神戸小学校屋内運動場改修工事の請負契約について

日程第４　議第33号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事の請負契約について

日程第５　議第34号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事の請負契約について

日程第６　議第35号　神戸町税条例の一部を改正する条例について

日程第７　議第36号　神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第８　議第37号　神戸町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第９　議第38号　神戸町水道給水条例及び神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10　議第39号　岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更の協議について

日程第11　議第40号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第１号）

日程第12　報第３号　令和５年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について

日程第13　報第４号　令和５年度神戸町土地開発公社事業経営状況について

出席議員（１０名）

議　長	飯　沼　　満　君	副議長	小　川　榮　一　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
３　番	宮　嶋　健太郎　君	５　番	西　脇　博　文　君
６　番	林　　利　雄　君	７　番	宮　嶋　三　郎　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	副　町　長	金　指　義　樹　君
教　育　長	宇　野　秀　宣　君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河　出　真　志　君

民生部長兼 健康福祉課長	石原宏一君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土屋典生君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小野　健君	会計管理者兼 税務課長	藤井徳明君
まちづくり 戦略課長	和藤潤司君	住民保険課長	末村春美君
子ども家庭課長	清水利恵君	建設課長	堀　智君
産業環境課長	佐藤森行君	上下水道課長	立木正一君
教育課長	大坪由美君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹下政文	書記	前田有香

午前９時30分　開会

○議長（飯沼　満君）　おはようございます。

昨日は神戸町のほうで火災があったということで、先週もございまして、このところ非常にそのようなことが多いかなとこういうふうに思っております。皆さんにおかれましては十分お気をつけになって、災害、火災にとにかく住民の方に用心をしていただくようにお伝えを願えたらいいかなと思います。また、昨夜は能登でもまた地震があったりし、東南海沖地震もいつ起きるかも分かりません。常に心構えを持った行動をしていきたいなあと思っております。

では、ただいまから令和６年第３回神戸町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯沼　満君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、会期を通じ、５番　西脇博文君、６番　林　利雄君の御両名にお願いします。

会期の決定について

○議長（飯沼　満君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から６月13日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から６月13日までの11日間に決定しました。

議第32号から議第34号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第３、議第32号　神戸小学校屋内運動場改修工事の請負契約について、日程第４、議第33号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事の請負契約について、日程第５、議第34号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事の請負契約について、以上３議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　おはようございます。

それでは、本日、採決を賜ります工事の請負契約３議案につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、日程第３、議第32号　神戸小学校屋内運動場改修工事の請負契約についてです。

次のとおり、請負契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記として、１．契約の目的、神戸小学校屋内運動場改修工事。

２．契約の方法、指名競争入札。

３．契約の金額、１億4,300万円。落札率は95.3％であります。

４．契約の相手方、揖斐郡揖斐川町上ミ野128番地、西濃建設株式会社、代表取締役社長　宗宮　郷でございます。

１枚おめくりをいただきまして、参考資料がつけてございます。

１．工事の場所は、神戸町大字神戸地内（神戸小学校）。

２．工期は、議会議決の日から令和６年10月31日。

３．工事の概要は、外壁改修工事、防水工事、塗装工事をはじめ室外機が４台、室内機が16台の空調機器設置工事によりまして、館内にエアコンを配備するものであります。

次に、日程第４、議第33号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事の請負契約についてです。

提案文は、前議案と同様でありますので省略をさせていただきます。

記として、１．契約の目的、下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事。

２．契約の方法、指名競争入札。

３．契約の金額、6,963万円。落札率は98.2％であります。

４．契約の相手方、安八郡神戸町大字丈六道20番地の２、株式会社椙岡組、代表取締役　椙岡典昭でございます。

１枚起こしていただきまして、参考資料がつけてございます。

１．工事の場所は、神戸町大字瀬古地内。

２．工期は、議会議決の日から令和７年２月28日。

３．工事の概要は、施工延長が973.9メートル。

以下、御覧のとおりの工事概要で、瀬古地内の面整備工事を開削工法で整備するものであります。

次に、日程第５、議第34号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事の請負契約についてです。

提案文は、前議案と同様でありますので省略をさせていただきます。

記として、１．契約の目的、下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事。

２．契約の方法、指名競争入札。

３．契約の金額、6,105万円。落札率は94.5％であります。

４．契約の相手方、養老郡養老町蛇持21番地、株式会社佐竹組、代表取締役　佐竹俊郎であります。

１枚おめくりをいただきまして、参考資料がつけてございます。

１．工事の場所は、神戸町大字瀬古地内。

２．工期は、議会議決の日から令和７年２月28日。

３．工事の概要は、施工延長が937.9メートル。

以下、御覧のとおりの工事概要で、こちらも瀬古地内の面整備工事を開削工法で整備するものであります。

以上、工事請負契約の３議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（飯沼　満君）　これより議第32号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第32号　神戸小学校屋内運動場改修工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第33号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第33号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事の請

負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第34号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第34号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

議第35号から報第４号までについて（提案説明）

○議長（飯沼　満君）　日程第６、議第35号　神戸町税条例の一部を改正する条例について、日程第７、議第36号　神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第８、議第37号　神戸町下水道条例の一部を改正する条例について、日程第９、議第38号　神戸町水道給水条例及び神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第39号　岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更の協議について、日程第11、議第40号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第１号）、日程第12、報第３号　令和５年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について、日程第13、報第４号　令和５年度神戸町土地開発公社事業経営状況について、以上８議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　おはようございます。

令和６年第３回議会定例会、ただいまは会期を本日より13日までの11日間と御決定をいただきました。議員各位には会期中の各常任委員会の審議を含め、よろしくお願い申し上げます。

また、ただいま神戸小学校屋内運動場改修工事並びに下水管布設に係ります２つの工区工事の請負契約につきまして御議決を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、開会に当たりまして、主要事業の進捗状況及び一般会計補正予算等を中心にその対応について御説明申し上げます。

今年度も既に２か月余が経過したところではございますが、予定しております各事務事業につきましては、完了・完成月を見通しながら計画的に着実に進めているところでございます。

初めに、先ほど御議決いただきました神戸小学校屋内運動場改修工事につきましては、夏休み期間を中心に空調機器の設置、外壁及び屋上防水の部分補修工事を進めてまいります。

次に、町道整備関係では、複数年での継続事業としております丈六道神戸８号線（通称、神戸街道）ほか舗装・修繕事業をはじめ社会資本整備総合交付金を活用して実施する北一色南方１号線道路改良事業等について、現在、工事設計を進めている段階であります。

また、下水道事業につきましては、御議決をいただきました２つの工区を含め、今年度は瀬古地区の面整備を中心に下水管布設工事を進めてまいります。

さて、今回の一般会計補正予算でありますが、歳入歳出それぞれ１億5,900万円を増額補正をお願いするものでございます。

主な歳出でございますが、総務費及び民生費では、国の事業であります物価高騰対応重点支援給付金事業として、令和６年度に新たに住民税非課税となる世帯及び均等割のみの賦課となる世帯に10万円を給付、さらにその世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯に１人当たり５万円を給付してまいります。また、このほか定額減税し切れないと見込まれる方に対して、その差額を調整給付金として支給いたします。

以上の３つの給付金に係ります所要の経費を計上させていただいております。

このほか、教育費では、岐阜県の事業であります清流の国ぎふふるさと魅力体験事業として、小学校２校の校外学習バス借り上げ料を、また中学校部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に伴う委託費を計上いたしました。

なお、これに見合います歳入でありますが、物価高騰対応重点支援臨時交付金をはじめ、各事業に伴う国・県支出金をもって補正予算を編成いたしたところでございます。

以上が、令和６年度一般会計補正予算（第１号）の概要であります。

このほかの議案では、神戸町税条例等４つの条例の一部改正と、岐阜県後期高齢者医療広域連合の規約等に関する協議、また令和５年度の繰越明許費に係る繰越計算書並びに神戸町土地開発公社事業経営状況の報告等を合わせて８議案を上程いたしております。

詳細につきましては、この後、副町長より説明をさせますので、格別なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての方針説明とさせていただきます。

今議会、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　それでは、町長の方針説明を受けまして、これより本日定例会に提案させていただきます条例の一部改正並びに一般会計補正予算等８議案につきまして、順次御説

明を申し上げます。

初めに、日程第６、議第35号　神戸町税条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、令和６年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第15号　神戸町税条例の一部を改正する条例。

神戸町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文及び経過措置等を定める規則でございます。

この改正条文の後に、新旧対照表が１ページから３ページありまして、その最後に改正点の概要がつけてございます。

概要版で御説明をさせていただきます。

神戸町税条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨は、令和６年度税制改正大綱を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が令和６年３月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

４月の臨時会において、令和６年４月１日施行分については専決処分の御承認をいただいておりますが、４月１日以後の施行分について今回提案させていただくものであります。

２．改正の内容でございますが、初めに①の第26条の８関係では、寄附金税額控除の規定について整備を行うもので、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された寄附金について、寄附金税額控除の対象とする改正であります。

②の第42条の３関係では、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定についての改正でありまして、私立学校法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うものであります。

③の附則第４条の４関係では、公益法人等に係る町民税の課税の特例についての改正を行うもので、単に課税標準の計算（みなし課税）を定めるものであるため、規定の削除をするものであります。

３の附則として、施行期日は第42条の３関係については令和７年４月１日から施行する。第26条の８並びに附則第４条の４関係については、公益信託に関する法律の施行日の属する翌年の１月１日から施行する。また、町民税の寄附金税額控除の適用に関し、経過措置等を規定しております。

次に、日程第７、議第36号　神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を

次のとおり定めるものとする。

提案説明として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令の公布に伴い、この条例を定めるとするもの。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第16号　神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文でありますが、その次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、国の基準と同様の内容に改めるものであります。

２の改正の内容です。第29条、第31条、第44条、第47条での改正で、小規模保育事業及び事業所内保育事業について、事業所に配置する保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、改正を行うものであります。具体的には、保育士等の配置基準を中段の表に記載のように、満３歳以上満４歳未満の児童に対しては、おおむね20人につき１人以上からおおむね15人につき１人以上、また満４歳以上の児童に対しては、おおむね30人につき１人以上からおおむね25人につき１人以上に見直す内容であります。

３の施行期日は、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、現在、神戸町内には、当該条例で規定する家庭的保育事業等を行っている事業所、施設等はございません。

次に、日程第８、議第37号　神戸町下水道条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、下水道法施行令の一部改正並びに政府が進めるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの策定に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第17号　神戸町下水道条例の一部を改正する条例。

神戸町下水道条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文、その次に新旧対照表、最後に改正点の概要をつけてございます。御覧いただきたいと思います。

神戸町下水道条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨は、下水道法施行令の一部改正並びに政府が進めますデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの策定に伴い、所要の改正を行うものであります。

２．改正内容でございますが、初めに(1)の第26条関係では、下水道法施行令の一部改正に伴う改正であります。六価クロム化合物に係る排水基準について、これまでも１リットルにつき0.5ミリグラム以下から0.2ミリグラム以下に強化する改正のほか、公共下水道から放流水に関する排水基準について、「大腸菌群数」に係る基準を「大腸菌数」に係る基準と改めるものであります。

(2)の第11条から第13条関係では、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの策定に伴う改正であります。常駐・専任規制等の見直しに伴いまして、下水道排水設備工事責任技術者については、これまでの専属規制を選任に緩和する改正であります。

３．施行期日として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第26条第１項第43号の改正規定につきましては、令和７年４月１日から施行するものであります。

次に、日程第９、議第38号　神戸町水道給水条例及び神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町水道給水条例及び神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により水道法の一部が改正されたことに伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第18号　神戸町水道給水条例及び神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例。

第１条、神戸町水道給水条例の一部を次のように改正する。

第４条第１項、第31条第２項ただし書及び第34条第１号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第２条として、神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第６号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

以下、経過措置等を定める附則であります。

その次に、新旧対照表、最後に改正点の概要をつけてございます。御覧いただきたいと思います。

神戸町水道給水条例及び神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の

施行により水道法の一部が改正されたことに伴い、水道整備及び管理行政等の機能強化が図られた。これに伴い、関係します２本の条例の一部改正を行うものであります。

２の改正する条例でありますが、第１条は神戸町水道給水条例の一部改正です。水道設備・管理行政の分野について、事務所管がこれまでの厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴う改正であります。

また、第２条は、神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正であります。水道行政の分野についても、これまでの厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴う改正であります。

３．附則として、この条例は公布の日から施行する。

経過措置としまして、この条例の施行前に第２条の規定による改正前の神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例第４条第６号の規定に該当する者の水道技術管理者の資格については、なお従前の例による。

次に、日程第10、議第39号　岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更の協議についてです。

地方自治法第291条の３第１項の規定により、令和６年12月２日から、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するものとする。

提案説明といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うためこの規約を定めようとするものであります。

１枚おめくりをいただきまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおりに改正する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則として、この規約は令和６年12月２日から施行するものであります。

続きまして、日程第11、議第40号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第１号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和６年度神戸町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億5,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,900万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、６ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款２総務費、項３徴税費、目２賦課徴収費では、節12委託料で110万円の増額補正です。個人住民税の定額減税に対応するためのシステム改修委託料の計上であります。国庫補助率10分の10であります。

続いて、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費では、全体で１億5,710万円の増額補正であります。

こちらは、国の低所得者支援及び定額減税補足給付金制度において、これから御説明を申し上げます３つの項目について該当する方を対象に、物価高騰対応重点支援臨時交付金の給付金支給に係ります経費を計上しております。

まず１つ目として、令和６年度に新たに住民税が非課税となる世帯並びに均等割のみ課税となる世帯に対し１世帯当たり10万円を給付。

２つ目として、今申し上げました住民税が非課税並びに均等割のみ課税のその世帯において18歳以下の児童を扶養している場合に、児童加算として児童１人当たり５万円の給付。

３つ目として、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への調整給付金の給付。

以上の３つの関係経費を計上しております。

その内訳としましては、節３職員手当等の80万円は職員の休日時間外勤務手当、節10需用費の160万円は事務用品等の消耗品費15万円と、確認書や封筒などの印刷製本費に145万円、節11役務費では通信運搬費として郵便代に100万円と、口座振込手数料に80万円の計上です。節12委託料340万円は、行政情報センターへの給付システム改修委託料であります。節18負担金補助及び交付金の１億4,950万円は物価高騰対応重点支援給付金として、その内訳は、まず105、令和６年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯に対し１人当たり10万円を給付するものが150世帯を見込み、1,500万円。106、新たに住民税が非課税または均等割のみ課税世帯で18歳以下の児童を扶養している場合に、児童１人当たり５万円を給付加算するものが対象児童を50人と見込み、250万円。107、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付金として、概算として平均給付額を２万円、給付対象者となる納税者及び同一生計配偶者または扶養親族の数を6,600人と見込み、１億3,200万円であります。これら全ての経費が国庫補助率10分の10であります。

続いて、７ページ、款10教育費、項２小学校費、目３教育振興費では、節13使用料及び賃借料で18万円です。県の委託金を受けて、ふるさと魅力体験事業として小学校２校、下宮小学校、南平野小学校が実施いたします校外学習のバス借り上げ料を計上しております。県の補助率10分の10であります。

その下、項５保健体育費、目２保健体育事業費では、節12委託料で62万円の計上です。

こちらも県の委託金を受けまして、中学校の部活動を地域スポーツクラブに移行することに対しての実証事業としてごうどスポーツクラブへ事業委託する経費を計上しております。こちらの経費についても、県の補助率10分の10であります。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

続いて、５ページにお戻りをいただきまして、歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款14国庫支出金、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費補助金では、総額で１億5,820万円。

歳出のところで申し上げましたが、国の低所得者支援及び定額減税補足給付金制度として、それぞれの対象者に物価高騰対応重点支援臨時給付金として給付金を支給する事業費と、その事務費の計上であります。全額が国庫補助であります。

内訳といたしましては、上段から003、004は、新たに非課税世帯並びに均等割のみ課税世帯への給付金として1,500万円と、その事務費等に充てる補助金200万円。その下、005、006は、新たに非課税世帯並びに均等割のみ課税世帯のうち18歳以下の児童を扶養する世帯への児童加算給付金として250万円と、その事務費に充てる補助金50万円。その下、007、008は、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付金として１億3,200万円と、その事務費等に充てる補助金620万円であります。

次に、款15県支出金、項３委託金、目４教育費委託金、節１小中学校費委託金では、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業委託金として18万円、その下、節２社会教育費委託金では、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金で62万円の計上であります。いずれも県の補助率10分の10であります。

以上が、令和６年度神戸町一般会計補正予算（第１号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第12、報第３号　令和５年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書についてです。

地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和５年度神戸町一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

御覧のように、いずれも令和６年３月定例会において、補正予算の中で繰越明許費を設定いたしました款２総務費、項２企画費の地域公共交通再構築事業を含めまして、３つの事業に係ります繰越額及びその財源内訳であります。これら３つの事業の翌年度繰越額の合計は、１億4,330万円となっております。

最後に、日程第13、報第４号　令和５年度神戸町土地開発公社事業経営状況についてです。

地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和５年度神戸町土地開発公社事業経営状況を、別冊のとおり報告する。

それでは、別冊の資料、令和５年度神戸町土地開発公社事業経営状況に基づきまして、経営状況の概要を報告させていただきます。

１枚起こしていただきまして、１ページ目を御覧いただきたいと思います。

１．概要の(1)総括事項の４行目を御覧いただきたいと思います。

令和５年度の神戸町土地開発公社の事業実績として公有地取得事業及び土地造成事業の事業実績はなく、一般管理費については経費の節減を図り、健全経営に努めております。

(2)の理事会の議決事項でございますが、年間で３回の理事会を開催していただき、記載のとおりそれぞれ議決をいただいております。

次に、２．事業では、(1)土地の取得状況、(2)土地の処分状況ともに事業実績はなく、３．会計の(1)借入金の概要、こちらについても実績はございません。(2)の保有地の明細でございますが、西保字村西の都市計画道路用地158.77平方メートルの用地１筆のみ保有をしております。

続きまして、２ページを御覧ください。

令和５年度神戸町土地開発公社決算報告書でございます。

まず、１の収益的収入及び支出について説明させていただきます。

(1)の収入といたしましては、第１款事業収益では、第１項の公有地取得事業収益並びに第２項の土地造成事業収益について、ともに実績がなく、ゼロ円。

第２款事業外収益では第１項受取利息が5,199円で、収入合計の決算額は5,199円であります。

次に、(2)の支出でございますが、第１款事業原価では、第１項の公有地取得事業原価並びに第２項の土地造成事業原価はともにゼロ円、第２款の第１項の販売費及び一般管理費として35万1,691円、これによりまして支出合計の決算額が35万1,691円でございます。

次に、３ページをお願いいたします。

２．資本的収入及び支出でございますが、(1)の収入、(2)の支出の決算額はともにゼロ円でございます。

以下、４ページ左には貸借対照表、右に損益計算書、５ページにはキャッシュ・フロー計算書、６ページには財産目録及び基本金明細表、７ページには資本的収入及び支出の明細表、８ページには収益的支出の内訳表、９ページには令和５年度末公有用地明細表、最後10ページには公有用地位置図が添付してございます。

なお、経営状況につきましては、土地開発公社の監事であります町の大場一郎監査委員、議会の鈴木愛子監査委員の御両名に、去る５月17日に決算の審査を受け、その意見書を添付して

おります。

また、５月の22日には開催をいたしました令和６年度第１回神戸町土地開発公社理事会において決算の認定をいただいておりますので、併せて報告させていただきます。

以上、本日提案させていただきます８議案の説明とさせていただきます。

議員各位には、会期中の各常任委員会におきまして、担当部課長より詳細に御説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明を終わります。

○議長（飯沼　満君）　お諮りします。議案精読並びに委員会審査のため、６月４日から11日までの８日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、６月４日から11日までの８日間、休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。大変お疲れさまでした。

午前10時23分　散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和６年６月３日

議　会　議　長　　飯　沼　　満

署　名　議　員　　林　　利　雄

署　名　議　員　　西　脇　博　文

令 和 6 年 第 3 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 2 号 ）

令 和 6 年 6 月 12 日 （ 水 曜 日 ）

議　事　日　程（第２号）

令和６年６月12日（水曜日）午前９時30分開議

日程第１　一般質問

出席議員（１０名）

議　長	飯　沼　　満　君	副議長	小　川　榮　一　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
３　番	宮　嶋　健太郎　君	５　番	西　脇　博　文　君
６　番	林　　利　雄　君	７　番	宮　嶋　三　郎　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	副　町　長	金　指　義　樹　君
教　育　長	宇　野　秀　宣　君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河　出　真　志　君
民生部長兼 健康福祉課長	石　原　宏　一　君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土　屋　典　生　君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小　野　　健　君	会計管理者兼 税　務　課　長	藤　井　徳　明　君
まちづくり 戦　略　課　長	和　藤　潤　司　君	住民保険課長	末　村　春　美　君
子ども家庭課長	清　水　利　恵　君	建　設　課　長	堀　　智　君
産業環境課長	佐　藤　森　行　君	上下水道課長	立　木　正　一　君
教　育　課　長	大　坪　由　美　君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹　下　政　文	書　　記	前　田　有　香

午前９時30分　開議

○議長（飯沼　満君）　皆さん、おはようございます。

非常に、ここ３日ほど暑い天候が続いています。ちょうど天候の入れ替わりということで、皆さんにおかれましては非常に体のほうが慣れるまで大変かなあと思っておりますが、頑張っていただきたい。

それと、藤井町長におかれましては、当選されまして半分が過ぎました。ちょうど折り返し地点ということで、今日４名の一般質問がございますが、明確なる御答弁をいただきたいなと思います。

では、ただいまより本日の会議を開きます。

一般質問

○議長（飯沼　満君）　日程第１、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次お願いをいたします。

６番　林　利雄君。

○６番（林　利雄君）　おはようございます。

６番　林　利雄でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告してあります問題についてお伺いをいたしますが、この問題につきましては、時折町民の皆様からお聞きをしておるということであることを前もって皆様方にお伝えしておきますので、そのことを踏まえて御答弁いただきますようによろしくお願いいたします。

件名といたしましては、来庁者に便利で優しい窓口サービスの提供を目指した総合窓口の導入についてを質問させていただきますが、詳しく言いますと、総合窓口の導入、設置、システム化をできないのかという思いの中で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

昨今の地方公共団体は、人口減少、そして高齢化の進行、多様な行政需要への対応等、様々な問題に直面していて、それらを含む多くの課題解決に当たり人的、財政的に限られた資源の中でさらなる業務改革の推進が求められているのではないのかなあと思っております。

来庁者、すなわち私から申し上げれば来庁者イコール来客者であり、お客様だと思っております。その方々の利便性の向上や満足度の向上、行政事務の効率化を実現するために、現在、県内では11の市町、30％には満たないんですが、26.2％の自治体で庁舎内に総合窓口が設置されておると聞いております。

この総合窓口とは、役場でいろいろな手続、この窓口を１つに集約することによって、町民

が役場にお越しになったときに歩かせない、書かせない、待たせない、この３つをコンセプトに複数の部署を移動することなくワンストップ、すなわちその場で手続が完了し完結ができるという、いわゆる住民ファーストの窓口であると思っております。

町民の方から、よく耳にする言葉の中で、役場に行ったら、これは○○課に行ってください、そしてその課に行ったら、これはあちらの担当部署なのでそちらに行ってくださいとか、いわゆる言葉は非常に悪いかもしれませんが、たらい回しにされたなどということもよく聞いております。それがまた全ての職員さんがそのような態度を取っておられるとは思いませんが、逆に来庁された方の捉え方が悪かったのかもしれません。そんなことも思っておりますが、その場で丁寧な説明をしておられれば、悪い印象を与えなくても済んだのではないかなあと、こんなふうに思っております。そんなようなことを思いますと、例えばショッピングセンター、あるいは企業などではそのような対応は到底あり得ない対応だと私は思いますが、皆様方はどのように思われますかな。

そのような意味からすれば、町民の方は、どの部署でも、どのような手続をしていいのか分からなかったり、中には難しい書類を書かなければならないとか、特に高齢の方には様々な申請手続が必要になり大きな負担になるのではと、とても危惧をいたしております。

さらに、昨今は事務のデジタル化などにより手続が簡素化されていて、オンライン申請が可能なものが増えてきております。特に、パソコンやスマホを使えない、あるいは使い慣れていない高齢者の方々のためにも、町民に優しく、なおかつ不愉快にさせない。そのためには総合窓口を導入して設置すると同時に、これをシステム化、システム化を簡単に言えばでございますが、どの部署に行っても統制の取れた職員の対応がなされれば、神戸の役場は親切で優しい対応をしてもらえますよということにつながると思っております。

町民に向けて、よいイメージが発信できると思いますが、今申し上げました総合窓口の導入、設置、そしてシステム化、特にこのシステム化につきましては、今議長からお話がございましたが、町長もちょうど折り返し地点になってきて、脂が乗ってきておるところかと思いますが、町長の号令一つで職員に対する統制の取れた対応ができると思いますが、その件につきましてもお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　おはようございます。

本日は、４人の議員さんから一般質問をいただいております。順次、発言順位に従いまして御答弁申し上げたいと思います。

初めに、林議員からの御質問、来庁者に便利で優しい窓口サービスの提供を目指した総合窓口の導入等についてでございますが、総合窓口は住所変更や戸籍届出等で複数の部署で手続が

必要となる場合でも、住民の方が役場内を移動することなく１つの窓口で集約して手続ができるもので、住民の負担軽減、利便性の向上につながるワンストップサービスとして導入されている市町があることは承知しております。

現在、神戸町では総合窓口は設置しておりませんが、平成30年度より、転入・転出や出生届に関する手続につきまして、住民保険課、健康福祉課、子ども家庭課の３課が連携し、それぞれの担当者が住民係の窓口へ出向いて入れ替わり対応させていただく方法でワンストップサービスを実施しております。

また、10月から書かない窓口システムの導入を予定しており、各種証明書の申請書に御記入いただく項目を少なくすることで住民の方々の負担軽減を図ってまいります。

林議員お説の総合窓口は、業務のデジタル化や職員の育成、職員の体制の変更、さらには窓口のレイアウト変更等も必要となってまいりますので、まずは現状の業務を整理し、業務を効率化する観点を含めて検討することが重要だと考えております。

今後、総務課内で新設しましたデジタル推進室をはじめ関係部署と十分に協議いたしながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、林議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔６番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　林　利雄君。

○６番（林　利雄君）　ありがとうございました。

今の御答弁の中で、住所変更や出生届については既にワンストップで手続ができているということを聞いて、職員の方々が努力をしておられる、こんなふうに思っております。ありがとうございます。

ですが、よく聞きますのは、例えば、不幸にも御家族やら御親族が亡くなられた場合、この場合、役場だけではなくて、ほかにも銀行やらいろんなところにいろんな形で手続や申請をしなければならないということが起きてまいりますが、そういった手続が分からないことが多くあって大変だという声をよく耳にいたしますが、例えば、そうやって亡くなられた後の手続についてもワンストップで対応できないのか、こんなようなことについてもお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　住民保険課長　末村春美君。

○住民保険課長（末村春美君）　御質問にお答えをさせていただきます。

御家族が亡くなられた後の手続につきましては、個人の方の必要な手続が異なってまいりますので、現在のところ、住民保険課と健康福祉課のみワンストップで対応させていただいておりますが、そのほかの手続につきましても同じ窓口で集約して対応ができるよう、おくやみ窓

口の開設につきまして、現在検討を進めているところでございます。

また、議員御説のとおり、御遺族の中には、どのような手続をしたらいいか分からないということで御不安になられている方もいらっしゃいますので、亡くなられた後に必要となる手続をまとめましたおくやみガイドブックを作成中でございます。完成しましたら、死亡届の際に御遺族の方にお渡しいたしまして、参考にしていただきたいと考えております。

〔６番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　林　利雄君。

○６番（林　利雄君）　ありがとうございました。

今御答弁をいただいた中に、おくやみ窓口の新設について、現在検討しておられるというふうに理解をしましたが、今は核家族の家庭、そして今の核家族になり神戸から離れた場所にお住みの方もおられるということでございまして、そういった方々が手続に来られてもよく分かる内容にしてもらいたい。そして、今考えておるということでございましたが、早い時期におくやみ窓口を設置してもらっていただければと思います。

そして、できればでございますが、窓口業務が一本化できるように最大の工夫をしてもらうことをお願いいたしておきます。

それから、もう一点、今の答弁の中のおくやみガイドブック、これにつきましてはどのような内容なのか、具体的に、結構でございます。お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（飯沼　満君）　住民保険課長　末村春美君。

○住民保険課長（末村春美君）　ただいま御質問いただきましたおくやみガイドブックでございますが、主に役場で必要となる手続のチェックリストや手続の内容についての説明、また必要な持ち物などの御案内を載せておりまして、そのほかに相続に関する手続など、役場以外で必要となる手続についても御紹介をさせていただきまして、御遺族の皆様が活用しやすいように冊子型にしたガイドブックにしたいと考えております。

〔６番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　林　利雄君。

○６番（林　利雄君）　ありがとうございました。

できるだけ分かりやすいものを作ってあげていただきたいと思います。総合窓口につきましては、るる御答弁をいただきましたが、まずその部署をつくるに当たっては、担当者になるには多くの経験や知識、また場所を常設しなければいけないんじゃないか、そんな窓口が必要になってくるんじゃないかなと思っておりますが、意識改革を含めて大変である、このようなことは分かっておりますが、答弁にありました業務のデジタル化、システム化について、できれ

ばデジタル推進室だけではなく、町長がやっておられます部課長会議、この場を通じても皆さん職員が一丸となって取り組んでいただければと思っております。そして、英知を結集して、町民の皆様方から役場のみならず職員全員に対してのイメージアップにつなげていただければと、このように思っておりますのでよろしくお願いを申し上げまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　林　利雄君の質問を終わり、３番　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　議席番号３　宮嶋健太郎です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

大問１．人口減少対策について。

有識者グループ「人口戦略会議」が10年前に発表した消滅可能性都市に神戸町も含まれており、その発表は当時、神戸町に衝撃を与えました。10年ぶりの４月の発表では、神戸町は消滅可能性自治体を脱しましたが、まだまだ予断を許さない状況と考えます。

昨今、日本全体が人口減少傾向の中、人口減少は仕方のないものではと諦めムードにもなってしまいますが、人口減少が進む地域では経済規模の縮小が始まり、経済社会に与える影響は大きくなります。

例えば、地域に根差した新たな事業に挑戦したくても、その地域の人口減少率が急なため融資も下りず、結果、どんどん地域経済の衰退、そして社会生活サービスの低下を招くという悪循環に陥ってしまうことも考えられます。

人口減少には、国、都道府県、市町村とそれぞれが危機感を持って対策に当たっていると思われますが、効果が出るまでに非常に時間を要します。さらに、地域ごとに状況が異なるため、その状況を把握した上で多様な連携が必要になってくると考えます。

神戸町は、岐阜県人口ビジョンによる都市類型としてはダム機能都市通勤圏型に分類されます。神戸町の人口増加のピークは平成元年の２万1,010人で、平成18年以降減少傾向となり、本年５月１日で１万8,304人となっております。出生数と死亡数の推移（自然動態）では、令和５年では死亡数252人に対し出生数94人という自然減の傾向が強くなっています。転入転出者の推移（社会動態）では、転出者と転入者がどちらも600人付近で拮抗しています。

(1)このような当町の状況も踏まえ、町の人口減少についてどう考えますでしょうか。

(2)今月５日に、厚生労働省は2023年の人口動態統計を発表しました。女性１人が生涯に産む子供の推計人数である合計特殊出生率は1.20となり過去最低を更新し、人口維持に必要とされる2.07を大きく下回る結果となっています。

今後の出生数に影響する婚姻数は90年ぶりに50万組を割り、前年比３万213組減の47万4,717組で戦後最少となっております。当町は、近年約1.2から1.3の合計特殊出生率で、全国平均か

ら離れているというわけではありません。しかし、安倍政権で目標にした若い世代が希望どおりの子供を持てる希望出生率1.8を大きく下回ります。

2023年３月の岐阜県人口ビジョンによると、30代前半では男性の約半数、女性の約３割が未婚とのことです。若い世代の未婚率が上昇しており、そのことが一番出生率の低下を招いていると考えます。結婚はもちろん自由でありますが、したくても出会いがないという結婚を望む方に対しての結婚・婚活支援に力を入れてはと考えます。

私自身も、以前はクリスマスイルミネーションと併せて町図書館で婚活イベントを実施しました。昨年12月には、神戸町商工会青年部として婚活事業に携わらせていただきました。イベントを実施する中で、特に苦心したのが女性参加者をいかに集めるかでした。婚活イベントは広域対象でないと匿名性がなく、参加をちゅうちょされることが多く、参加人数が限られマッチングになかなか至らない。また、特に女性は自分の住む町のイベントには抵抗があるのではと考えられます。よって、町内対象者だけでは婚活は難しいのです。

岐阜県は、婚活支援としてぎふマリッジサポートセンターがお見合いサポートをする「おみサポ・ぎふ」、出会いの場を提供する「こんサポ・ぎふ」として様々な婚活支援をしていますが、神戸町との連携はどうなっていますでしょうか。

(3)昨年７月、岐阜県では関市、美濃加茂市、各務原市とマッチングアプリ「Ｐａｉｒｓ」が、隣町同士の出会い促進と地域活性化に向けた連携協定「となりマッチング」を発表、その後８月には海津市が同マッチングアプリ「Ｐａｉｒｓ」と独身男女の出会いの機会創出等に向けた連携協定を発表しました。

取組内容としては、アプリの使い方のセミナーイベント、そういった開催や、アプリが一定期間使えるデジタルギフトコードのプレゼントなどがあるとのことです。マッチングアプリというと、利用に不安を覚える方もいると思いますが、行政が関わることによって安心感が増すものと思います。マッチングアプリの活用を検討してみてはいかがでしょうか。

それでは、大問２に移ります。

開かれた行政の推進について。

(1)昨年度、神戸町商工会女性部の皆様と議会との交流会が実施された折にも、多くの方から様々な御意見をいただきました。

開かれた行政を目指して、町も町政報告会やふれあい講座を実施していると思いますが、昨年度の実績はどうなっていますでしょうか。また、コロナ禍前には全町民向けに町政報告会を実施していましたが、また再開してはどうでしょうか。

(2)第６次総合計画に向けたまちづくり住民ワークショップが行われ、若い世代の方にも参加いただいたと聞いております。

参加された皆様から、どんな意見が出たのでしょうか。また、神戸中学校の生徒にもアンケートを取ったと聞いておりますが、出た意見と、その意見をどのように生かしていきますでしょうか。

以上、御答弁よろしくお願いします。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　宮嶋健太郎議員からの御質問の第１項目め、人口減少対策についての第１点目、神戸町は消滅可能性自治体を脱したが、人口減少に対してどう考えるのかについてでございます。

本年４月、民間有識者で構成された人口戦略会議において、全国の４割以上に当たる744自治体が2020年から2050年までの30年間の間に、20歳から39歳までの若年女性人口の50％以上が減少することで将来的に消滅する可能性があるとする報告書が公表されました。

今回の調査において、神戸町は平成26年５月に発表された前回の数値より8.6ポイント改善し、減少率が48.7％に回復したことから、人口戦略会議が設定した目安である50％を切り、10年前に発表された消滅可能性自治体を脱却したと位置づけられました。

今回の結果は、人口減少に対応したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住定住の促進、地域資源の活用、子育て支援、教育環境の充実、住民参画の推進、産業の活性化などあらゆる側面から総合的に人口減少対策に取り組んだことが数値の改善につながったと考えています。しかしながら、社会増減においては一定の成果は出ているものの、自然減については依然として続いており、人口減少に歯止めがかからないのが現状であります。

人口減少問題は、国全体の社会的な課題ではありますが、今後も人口減少の抑制を図るため、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、まずはこれまで取り組んできた事業を検証し、その結果を基にその継続と充実を図るなどの対応をしていきたいと考えておりますので、御理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

次に、御質問の第２点目、ぎふマリッジサポートセンターと神戸町との連携についてでございますが、神戸町では岐阜県が運営するぎふマリッジサポートセンターに登録しており、結婚を望む人へホームページ内で結婚相談窓口を紹介し、広域的なネットワークを形成してお見合い支援をしております。

また、ぎふ婚活サポートプロジェクト関連の婚活イベントが神戸町で開催されるときは、婚活イベント情報をウェブコーナーに情報掲載を行っております。

さらには、結婚支援、婚活支援として、平成25年度から町社会福祉協議会に出会い創出支援事業として委託しており、その取組として毎月結婚相談サロンを開催するなど、４名の結婚相談員が登録会員の婚活サポートを行っております。

他方、広域的な取組としては、関ケ原町、安八町と神戸町の３町で組織する西濃地区結婚相談員連絡会へ参画し、この連絡会を通して事業の紹介や情報発信を行っております。

続きまして、御質問の第３点目、マッチングアプリの活用の検討についてでございます。

民間企業のマッチングアプリを活用し、婚活事業を推進している自治体があることは承知しております。このマッチングアプリは婚活支援の一助になることは理解しておりますけれども、その一方でアプリに対する認知やなじみはまだまだ広がっておらず、民間が運営する事業では個人情報等に対する安全面での不安などネガティブなイメージをお持ちの方がいらっしゃるともお聞きします。

また、既に個人的、自主的に登録している方もお見えになることから、神戸町としてマッチングアプリ導入することについては現在のところ考えおりませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御質問の第２項目め、開かれた行政の推進についての第１点目、町政報告会とふれあい講座の実績と、町政報告会の開催方法についてでございますが、神戸町では現在進めております主要事業や町の動向などを私が直接町民の皆さんにお伝えする町政報告会や、行政サービスや各種制度の説明のほか、健康講座などの生活に役立つメニューについて、町職員が出向き説明させていただくふれあい講座を通じて、開かれた行政の推進を図ってきております。

町政報告会については、コロナ前の令和元年度までは中央公民館大ホールにおいて開催しておりましたが、現在は各自治会や団体などから個別に依頼を受けて開催させていただいております。

昨年の実績については、自治会では２つの区において、また団体では商工会のほか岐阜協立大学など合わせて４回開催させていただいております。小規模の集まりのほうが参加者との距離も近いことから、表情もよく分かり、気軽に御意見がいただけるようになったと感じております。

一方、ふれあい講座は、昨年度は32件の実績があり、そのうち疾病予防・健康づくりや、防災などが人気のある講座となっています。職員にとりましても、町民の方と直接、文字どおり触れ合う機会となることから、大変有意義な事業となっております。

さて、御質問の町政報告会の開催方法につきましては、現在のところ多くの方々を１か所に集めて開催する予定はしておりませんが、２つの事業とともに開かれた行政を進めていくためには役割は大変大きいことから、引き続き積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、御質問の第２点目、第６次総合計画策定に係る住民ワークショップと中学生アンケートの結果と、それをどう生かしていくのかでございます。

町では、総合計画の策定に係る基礎資料作成のため、町民参画の一環としてまちづくり住民

ワークショップを開催いたしました。今回のワークショップの参加者は、平均年齢40歳と若い世代の方が多く、大学生や高校生７人を含む総勢26人の方に御出席をいただきました。

今年１月から３月にかけて３回開催し、10年後の望む町の姿やその実現のために今後どういったことに取り組むべきかという提言をいただいたところでございます。

提案内容の主なものといたしましては、町外に出て行った人が戻ってくるように、もっと町の魅力をアピールする、また人とのつながりが感じられ、生涯を通じて安心して暮らせるように、子育てと福祉の充実を進めていくとの声がありました。

次に、中学生アンケートについてでございますが、今回は若い方の意見をより広く吸い上げるため、神戸町の将来を担う中学生を対象にアンケート調査も実施いたしました。

神戸町についてどう思うかを問う質問については、神戸町が好きだと答えた生徒が93％を占め、次に、今後もっとよくしてほしいと思うことは何かという設問については、若い人が働きたくなるような魅力的な職場をつくるが最も多く、次いで、町外への通学・通勤・買物等が便利になるよう公共交通機関を充実することなどの項目が多く選ばれました。

これから計画策定に向け協議を進めていくことになりますが、皆様からいただきました意見を十分に参考にして、今後開催いたします有識者で構成する総合計画審議会において御検討いただき、10年後を見据えた計画となるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、宮嶋健太郎議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　それでは、再質問に移ります。

まず大問２のほうなんですけれども、以前は神女会議という形で女性の意見を聞く場を設けていました。今回もワークショップでは子供や若者の声も聞こうと努力されていると思われますが、今後、女性や子供、若者の声をどのように集めていきますでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　まちづくり戦略課長　和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君）　お答えさせていただきます。

今後、どのように皆さんの声を集めていくかということでございます。

町では、現在のところ神女会議のようなワークショップを開催する予定はございませんが、女性や若い方から御意見をいただくことは大変重要なことというふうに認識はしております。今後も、計画の策定や主な事業を進める際には、多様な方から御意見をいただける機会を設けさせていただいて進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　(1)では、昨年の実績を教えていただきました。ふれあい講座32件ということで、様々行われていることと思います。自治会や商工会だけでなく、近隣の大学でもある協立大でも町政報告を実施されているというような、面白い取組だなと思いました。

また、小規模な会のほうが意見交換しやすいというのは事実だと思いますが、やはり多くの方に聞いてもらう場を持つ、町政に関心を持ってもらうという意味で、そういう意味で全町民向けの町政報告会もまた今後御検討いただきたく思います。

また、(2)では、町民の方の御意見を教えていただきました。若い人が戻ってこれる町だとか、あと若者の職場というようなこともございました。やはり明るい神戸町にするために、エネルギーをもっともらいたいというようなところかなと思っております。

最近では、岐阜県もこどもまんなか・ぎふ未来会議という児童会議を行っているとのことです。多くの世代の多様な意見を行政に生かしていけるよう広く門戸を開き、広聴広報に努めてほしいと思います。

それでは、大問１について、(2)の県との連携についてですけれども、社協がぎふマリッジサポートセンターと連携して結婚相談サロンの運営や婚活イベントを実施されていると思います。

しかし、県のコンサポでは様々なイベントやセミナーを開催しているのですが、町民の方々になかなか知られていないのが現状だと思います。私も過去、婚活をいろいろやっていく中で県のコンサポを知り、婚活パーティーが近隣で多数開かれているのを知りました。なかなか、やはり神戸町ですと社会福祉協議会のイベントのほうは年に１回とか２回とかという形になってまいります。出会いの場創出のためにも、町での婚活イベントだけでなく、コンサポの利用促進、サイトの周知を町として行っていただけないかと考えますがどうでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　民生部長　石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君）　宮嶋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町といたしましては、町の社会福祉協議会が実施する事業があります。その事業に併せまして町の広報並びに町のホームページで周知を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　実際、イベントを行うときには、確かにそのイベントの告知も大事です。実施主体となると、どうしてもそのイベントを成功させるために、そこばかりに目が行ってしまうと思うんですけれども、今後、ぜひそのようなイベントを行うときに、県の婚活サイ

トがあるということも、それが何らかの形で、御本人でなくてもいいと思うんですね。御家族の方とか、そういうところに伝わることによって、そういうことがあるよということで、その出会いの場がどんどん広がっていく可能性もあると思いますので、どうか町のほうもこちらの利用促進をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(3)の民間のマッチングアプリについて、こちら難しい面もあるかとは思いますが、つい最近の動きとして、東京都はこの夏からＡＩマッチングシステムを開始するとのことです。ちょうどこの前の発表ですね。東京都は出生率0.9台になったというのがあると思うんですけれども、これから行政が関わるマッチングシステムの必要性というのも高まってくるのではないかと考えます。

人口減少対策としては、人口減少、少子高齢化を前提とした持続可能な社会づくりをしていくというのも大切なことですが、人口減少そのものへの挑戦をしていかなければなりません。人口減少対策の出生率の向上への根本は、結婚、出産、子育てに夢を持てる社会づくりをしていくこと、そして結婚を望む人への支援、この２本柱だと思っています。

ある県や市町では、25歳、30歳、35歳などでの同窓会を促進し、出会いの創出をしているところもあるそうです。今後、様々な手段を御検討いただきたいと思います。

子育て支援も大切で、町が特に力を入れてくれているのは私も身をもって感じていて、とてもありがたいです。しかし、現在結婚支援についてが少し弱いのではないかなと考えております。ぜひ結婚支援、婚活支援についても町がもっと力を入れていただきたいと思います。

それでは、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君の質問を終わり、４番　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　改めまして、おはようございます。

議席番号４番　小川榮一、ただいま議長の許可を得ましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

今回は、ケアラー支援条例とハラスメント防止条例の２つの条例について質問させていただきます。

まず１点目、ケアラー支援条例についてです。

ケアラーとは、身近な人に無償で介護、看護、日常生活の世話等を行う方のことをいいます。ケアラー支援条例は、そのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的として自治体の責務や関係機関の役割を定め、推進計画や基本方針等を規定したものです。

ケアラーには、18歳未満の子供が家族を支えるヤングケアラー、ひきこもりのお子さんや障がい者の介護をする親さんたち、また自宅で配偶者や親の世話をする老老介護など、多様な形

態があります。

岐阜県においては、岐阜県議会が岐阜県ケアラー支援条例を制定し、今年４月１日から施行に踏み切りました。その条例の第４条第２項に、県の責務として、県は、ケアラー支援における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村において、ケアラー支援に関する施策が円滑に実施されるよう、助言その他の必要な支援を行うものとしています。また、財政上の措置も含めて取り組むと条文で述べています。

そこでお尋ねします。

神戸町として、ケアラー支援をどのように推し進めていくのでしょうか。

次に２点目、ハラスメント防止条例についてです。

ハラスメントとは、相手に不快感を与えるいじめや嫌がらせによって、被害者の就業環境を悪化させる行為全般のことをいいます。暴力等の身体的な行為のみならず、暴言や無視といった精神的なダメージを与える行為もハラスメントに当たります。ハラスメントは職場の人間関係の悪化、生産性の低下、休職や離職や組織のイメージ低下による人材不足を招きます。決して軽視できる問題ではありません。国もハラスメントを問題視しており、いわゆるパワハラ防止法など、職場ハラスメント対策を義務化しております。

ハラスメント防止条例とは、通常、自治体職員については自治体要綱や規定においてハラスメント防止が定められています。また、議員については政治倫理条例において定められている自治体が多いです。

近年、市長や町長などの首長のハラスメント事件をきっかけに、単独条例として制定する自治体も増えています。令和６年６月時点で53条例に上っています。今年に入りまして、岐南町、愛知県東郷町、池田町の町長がハラスメントで次々辞職する事態になっております。先般、選挙で当選されました新しい町長たちも、真っ先にハラスメント防止条例制定を公約に上げております。このように、ハラスメント防止条例を制定する、あるいは検討する自治体が増えております。

そこでお尋ねします。

神戸町としましては、ハラスメント防止条例について、どのようにお考えでしょうか。

以上、２点よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　小川議員御質問の第１項目め、神戸町ではケアラー支援をどのように進めていくかについてでございます。

岐阜県においては、議員提案により設定された岐阜県ケアラー支援条例第４条に基づき、ケアラー支援に関する施策を実施するための計画が今年度中に策定されると聞いております。

さて、神戸町のケアラー支援については、民生委員・児童委員協議会が社会福祉協議会と連携し、高齢者や障がい者だけでなく、介護予防・日常生活支援を含め、自立支援が必要な方などに対し必要となる支援を適切に行っております。

具体的には、要介護３以上に認定された方が介護保険サービスを使わず、その要介護者と６か月間以上同居し世話をする介護者に対して、月額３万円の家族介護慰労金を支給させていただいております。また、要介護３以上で寝たきり高齢者や認知症の高齢者を在宅介護する家族に対し、介護に必要な介護おむつやその他の用品に要する経費の一部を補助しております。

さらには、要介護認定を受けていない重度心身障がい者に対し、紙おむつの費用として月額5,000円の購入助成をしております。

一方、地域包括支援センターでは、高齢者の認知症の施策や介護・医療のスムーズな連携の確立を図っており、地域における包括的なケアマネジメントを継続的に行うため、住民の方々の相談を踏まえ適切な支援につなげたり、地域で働くケアマネジャーへのアドバイスや指導を行うなど、適切なケア提供に取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、これらの施策を今後も継続して実施するとともに、さらなるケアラー支援の一層の充実に向け、先進市町の事業を参考にしつつ、調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

続きまして、御質問の第２項目め、ハラスメント防止条例の制定についてでございますが、ハラスメントは職員の人格や尊厳を害するのみならず、周辺の職員を含めた職場環境を害するものであり、質の高い行政サービスを持続的に提供するためにはハラスメントの防止策を講じる必要があると十分認識しております。

国では、令和２年６月に改正労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法が施行され、令和４年４月から中小企業においても対応が義務化されました。また、これを機に、全国規模でハラスメントに対する基本指針を網羅した自治体職員のハラスメント防止等に関する指針を定めているところが増えてまいりました。

さて、神戸町では令和２年10月に、ハラスメントの種類、職員が留意すべき事項、職責ごとの職員の責務、ハラスメントの相談窓口の設置等々を定めた職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針を策定し、職員に対しハラスメントの防止等について周知徹底を図っているところでございます。

しかしながら、この指針は職員を対象としており、私を含めた特別職や議会議員は含まれていないことから、現在、指針の見直しに向け調査・研究を行っているところであります。

御質問のハラスメント防止条例の制定については、現在のところ考えておりませんが、今後も引き続き状況の変化に応じた見直しや周知の継続など、現保有の指針を適切に修正や対応を

することで良好な職場環境の確保に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、小川議員からの御質問の答弁とさせていただきます。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

まず第１点目のケアラー支援条例についてをお聞きします。

今御答弁のほうで、社協あるいは包括支援センター、それから民生・児童委員さん、それぞれが御努力されてケアラーさんを支えていることが分かりました。

最近、社会的問題になっているのはヤングケアラーです。18歳未満の子供が親の面倒を見ているというような問題が非常に注目されておりますが、このヤングケアラーは非常に表面に出にくい。老老介護であれば、本当にすぐに相談があると思うんですが、ヤングケアラーの場合は、子供さんがこれが当然だと思って親の面倒を見るということで表面化しにくい。あるいは、こういうことを言いたくない、恥ずかしいということで何らか出づらくなっております。

現在の段階で、町としてはこのヤングケアラーをどの程度把握しているでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　民生部長　石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君）　お答えさせていただきます。

小川議員が言われましたように、社会的な課題になっておりますヤングケアラーにつきましては、それぞれいろんな部署がございます。地域福祉として、重層的な支援体制をもちろん取っておりますが、それぞれの関係部署と連携をしながら、学校も含めまして情報の提供をしていただき対応しているところでございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　では、学校関係のほうで、例えば保健の先生にそういうことを訴えるとか、そういうようなことがあるでしょうか。学校関係のほうはいかがでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　教育課長　大坪由美君。

○教育課長（大坪由美君）　質問にお答えします。

小・中学校では教職員が身近に子供たちと接することから、ヤングケアラーに関わるといった可能性があるということも十分周知いたしております。日頃からアンテナを高くし、子供たちの小さな変化やＳＯＳのサインに気がつくことができるように努めております。

具体的には、定期的に行っております心のアンケートや、担任の先生との懇談、また議員お

説のとおり保健室の先生との来室状況というところから、学校生活はもちろんですけれども、家庭での困り感についても把握できるようと考えております。

また、相談窓口としては教育相談担当者を中心とし、スクールカウンセラーを相談窓口としております。現在のところ、そういった相談窓口を基にした相談事案は把握しておりません。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございました。

このケアラー支援条例が出てきた背景というのは、やはり今みたいに声の出しづらい方に、あなたはケアラーだから安心して悩みを相談していいんだよと、そういう支援を与えていくといいましょうか、光を当てていく条例だと思うんですね。そういった意味で、これからも引き続きケアラー支援条例のことも含めまして、広く周知していただければと思っております。

それで、先般は第５次神戸町すこやかプラン21というのが策定されました。これは令和６年から令和17年ということですが、これを見ますと、ケアラー支援という視点で見ますとこれが抜けているかなあと思いますが、例えばこれからケアラー支援をやっていく場合、どのようなことを考えてみえるでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　民生部長　石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君）　今の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、地域福祉として重層的支援はもちろん行っていきますし、要保護児童の関係もございます。対策協議会もございます。それも含めまして、すこやか21のプランの中に今後ケアラーに関する記載も入れていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　よろしく支援のほうお願いいたします。

ケアラーについて、最後ですけれども、私はこの神戸町においてもケアラー支援条例を制定すべきだと考えます。現在のところ、ケアラー支援条例を制定しているのは、岐阜県を含め７つの県、それから市は14、町の段階では４つになっております。

神戸町は、いろいろ調べていますと先進的なケアラー支援の方が見えたんですけれども、里村良一さん、この方は介護生活34年ということで、重度の自閉症のお子さんを22年、お母様を５年、それから認知症の奥様を16年介護されました。そして、男性介護者と支援者の全国ネットワークの２代目会長として活動されました。この里村さんが全国的に活躍されて、それから講演などを含めまして、そしてこういうケアラー支援条例が生まれてきたかなあと思っており

ます。

できましたら、これ非常に神戸町ともゆかりのある条例ですので、今岐阜県では、町としてはまだ制定されているのは１つもありませんので、神戸町が先進的にケアラー支援条例を制定してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　今後、増加してくると思われますケアラーについては、その支援対策の構築というのはますます重要なものになってくると思っております。

また、特にヤングケアラーについては、学業を諦めたり、また将来の進路を変えざるを得ないということもあります。また、人格形成の上でも非常に大きな影響を及ぼすことも懸念されております。これも支援は必要不可欠だというふうに思っています。

条例制定につきましては、先ほど少し答弁の中でお答え申し上げましたとおり、岐阜県がこれから策定いたしますケアラー支援に関する施策を実施するための計画、それが今県外で全部で26自治体で条例制定が始まっておりますけれども、先行事例等を参考にして十分研究してまいりたいというふうに考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ぜひとも、岐阜県の先陣を取って神戸町がケアラー支援条例を制定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、２点目のハラスメント防止条例について、再質問させていただきます。

先ほどの岐南町、東郷町、池田町の町長が辞職されましたけれども、その際、第三者委員会が調査報告を出されました。今、ネットでも検索できますし、公開されております。ここに持ってきましたが、池田町の第三者委員会、これは24ページ、それから東郷町は調査報告書が29ページ、それから岐南町はかなり分厚いっこいですけれども、70ページに及ぶ調査報告が出ております。

この調査報告を読みまして、特に大事だなあと思いましたのは、第三者委員会の報告書の最後に、これからの改善点とか、こういうふうにしたらいいというような提案がなされております。あるいは提言がなされております。その中で、３つの町の第三者委員会が口をそろえて言っているのは、研修についてです。ハラスメント研修が不十分であるということを指摘しております。

先ほど、町長の答弁がありましたように特別職がまず抜けている。そして、その研修自体にももうちょっと内容が伴っていないということで、このハラスメント研修をやるべきだということになっていますけど、先ほどの指針ということのお話がありましたが、神戸町ではハラス

メント研修はどのようになっているんでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　総務部長　河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君）　小川議員の質問に対する答弁をさせていただきます。

神戸町でのハラスメント研修についてですが、指針のほうにも研修の実施ということが記載してありますし、町としましては県が実施しますハラスメント研修のほうへ定期的に職員を派遣させていただいて、研修のほうを実施しているという状況であります。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございます。

今、県のほうのハラスメント研修に参加しておるということですけれども、それは全職員ということでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　総務部長　河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君）　それは全職員ではございませんが、管理職等になった時点で、それぞれ研修のほうを受けさせております。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ハラスメント防止条例ができた一つの背景は、特別職も含めて全職員がハラスメント研修を受けなさいということを義務化しているわけですね。

ですから、やはり今の神戸町の段階では全員じゃないという、一部の方が研修に参加しているということでよろしいでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　総務部長　河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君）　研修につきましては一部の職員ですが、この指針につきましてはパソコンのほうに共有フォルダがございまして、そこで各職員が閲覧できるような体制を整えておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　これ研修の重要性ってあると思いますので、今後は全職員、特別職も含めた形での研修の機会というか、つくっていく必要があると私は思います。

それと、実はこの調査報告書、結構赤裸々であまり言いたくはないんですけれども、研修というか、セクハラということは分かっていてもなかなかブレーキがかからないなあという部分がありますので、それと女性職員がこういう感情になっているなあということがちょっと分か

るような文章がありましたので、ちょっと紹介させてもらいます。

これは池田町の第三者委員会の報告書の第11ページです。

これはＢという女性の方ですけれども、町長は本当に何がセクハラか分からないんではなく、分かっているんだけれども、しかしいろんな方の体を触ることで、そんな反応を見ながら、この職員はどこまで体を触れるのかを確かめているのではないかと感じたというようなことがありまして、研修していても、あるいはそういうことが分かっていても、なかなか止まらないケースもあるのかなと思うんですけれども、そうした場合に、こういう被害者の方の相談の窓口、そういうのは神戸ではどうなっているでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　総務部長　河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君）　相談窓口についてですが、指針のほうにも相談窓口として役場総務課が窓口となっております。以上であります。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　今その相談窓口が安心・安全な窓口かどうかが１つポイントになるかなと思うんですけれども、実は、岐南町の調査報告書の59ページに、岐南町にもハラスメント相談室があるんですけれども、相談を受けた相談員が、その相談内容を全く記録していなかったというふうに書いてあります。それで第三者委員会の弁護士さんも、なぜこれ書いてないのかということを調べましたら、その相談内容を書くと、それはハラスメント規定によりますと最終的に町長が見る。決裁すると。町長からハラスメントを受けて、その被害者の方が相談に行くと町長にその内容が伝わってしまう。だから、相談員の方もそれを分かっていて、まともに書くと町長に行くから、行けばその方が不利益を受けると。だから、相談を受けても全く記録は残さなかったと書いてありました。

それで、一応提言としては、部内ではなしに、例えばほかの弁護士さんとか、被害者の方が安心・安全で相談できるような、そういうシステムをつくるべきだとしておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　小川議員に通告します。通告内容と協議内容がかなりかけ離れていると思われます。少し通告内容に沿った形で御質問をお願いしたいと思います。

総務部長　河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君）　ただいまの質問でありますが、先ほど言いました相談窓口、庁舎内では総務課に設置をしております。ただ、その相談内容によっては、なかなか庁舎内の総務課の窓口のほうへ相談しにくい案件がございましたら、西濃１市６町で共同設置しております大垣地域公平委員会のほうへ相談窓口としても指針のほうには載せてご

ざいますので、そちらのほうへ相談をという御案内のほうはさせていただいております。以上であります。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　大変失礼いたしました。

では、今お話で安心して相談できる場所があるということですので、その辺またよろしくお願いいたします。

最後に、今ちょっと問題になっている、これはカスタマーハラスメントの問題ですけれども、例えばお客さんなり利用者が暴言とか、あるいはいろいろあるということです。あるいはＳＮＳがあるということで、その職員の名前や顔をさらすとかということで、今各市町のほうで名札を例えば替えるとか、あるいは録音機能のついた電話に替えるとか、あるいは庁舎内の防犯カメラをやるとかというような対策をしておりますけれども、神戸町においてはどのように考えているでしょう。

○議長（飯沼　満君）　総務部長　河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君）　議員お話のとおり、近年はネット上のトラブルで名札等を見直ししている自治体が増えているのは承知しております。

神戸町のほうでは、これまでそういった名札に起因するトラブルについては発生しておりません。また、名札のフルネーム表記につきましては、町民に対しまして信頼感、安心感を与えることから大変効果的であると考えております。

したがいまして、この名札の表記変更については現在考えておりませんし、電話等につきましては部課長のほうでナンバーディスプレーがございまして、そこで相手の番号が表記するようになっておりますし、一部録音する電話もございます。そういったことで対応をさせていただいております。以上であります。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　どうもありがとうございました。

職員が安心して働ける場ということで、ハラスメント防止条例について質問させていただきました。

以上で一般質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　ここで11時まで休憩します。

午前10時38分　休憩

午前10時58分　再開

○議長（飯沼　満君）　休憩を終わり、会議を続けます。

10番　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　御苦労さまでございます。最後の質問者、鈴木愛子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、今から一般質問のほうを行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

１つ目です。（仮称）ごうど児童館の改修事業についてでございます。

明日を担う子供たちが、遊びや交流を通じて豊かな情操と健康を育むことを目指し（仮称）ごうど児童館の改修事業が今年度と来年度の２か年事業で進められております。神戸町では初の児童館であり、子供たちにとっても保護者の皆さんにとっても、明日の神戸町の未来に関わる大切なプロジェクトとして内外の期待を集めているところであります。

この事業に関わり、３点お尋ねをいたします。

(1)この児童館の施設内容と運営についての進捗状況はどうでしょうか。お伺いします。

(2)町内の子供たちに広く利用していただくことの交通アクセスなどは検討されているでしょうか。

(3)これまでふれあいセンターの会議室など、施設を利用してきた方々にとっては、今後利用できなくなります。こうした方々からの地域の文化、社会教育の活動などに気軽に利用できる施設の要望を受けておりますが、検討されてはどうでしょうか。

次、大きい２点です。民間組織「人口戦略会議」が発表した自治体の将来像について。

民間の人口戦略会議は、４月24日、社会保障・人口問題研究所が試算した日本の地域別将来推計人口に基づく消滅可能性自治体のリストを公表しました。それによれば、全国1,729市町村のうち、将来消滅する可能性がある自治体が約40％に当たる744市町村があるというものでございます。ほぼ同じ基準で10年前にも公表され、そのときは神戸町も含まれていましたが、今回は公表自治体から外れております。

私は、この発表そのものが人口問題を自治体の責任だけに押しつける間違った見解であることを厳しく批判し指摘するものです。この公表についての論評したあるマスコミは、次のように批判をしています。人口減少が地方自治体、特に市町村の問題であり、自治体だけが対策の当事者であるかのように過度に強調され、責任が地方に転嫁される危険がある。まずは国が将来像を示し、その上で自治体と役割分担すべきだという報道でございます。全くこのとおりではないでしょうか。

つまり、人口問題や若い女性の動向などは、国の政策に関わる問題であることを指摘します。日本の人口が減少し地方が衰退しているのは、単に女性が子供を産まないからではありません。労働法制の規制緩和による人間らしい雇用の破壊、教育をはじめ子育てへの重い経済的負担な

どが原因であり、こうした根本問題を改善しなければ人口など増えるはずがないと思います。

そこで質問をいたします。

(1)この人口戦略会議の発表を町長はどのように受け止められておられるのか、お尋ねします。

(2)町としてやるべき対策は当然やらなければなりませんが、その展望についてもお尋ねをいたします。

以上です。お願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　鈴木議員の御質問の第１項目め、（仮称）ごうど児童館の改修事業についての第１点目、現在の進捗状況についてでございます。

昨年度、児童館の施設及び設備等の仕様を定める基本設計業務に着手する一方、子供たちが使いやすく、また子育て支援団体が活動しやすい施設となるよう、関係する方々の御出席をいただきワークショップを開催いたしました。そこで大変多くの貴重な御意見をいただいたところであります。

本年度の令和６年度には、そのワークショップでの御意見等を踏まえた基本設計図面を基に、現在、改修工事の実施設計業務を進めております。この後、本年度下半期からは改修工事に着工し、令和７年度７月の完成を目指して、鋭意順調に準備を進めているところでございます。

次に、御質問の第２点目、子供たちが利用するための交通アクセスなどの検討についてでございます。

現時点では、特段送迎する車両等を配備することは考えておりません。しかしながら、利用する子供たちの安全を第一に考慮しなければいけないと考えておりますので、小学校低学年の児童さんについては、御家族等の送迎をお願いしたいというふうに考えております。

御質問の第３点目、ふれあいセンターを利用してきた方々に対し、地域の文化、社会教育活動で気軽に使うための施設を検討できないかでございますが、現時点では、ふれあいセンターは９月末までは通常どおり御利用いただくことができますけれども、10月以降には改修工事がスタートいたしますので利用ができなくなる見通しでございます。

現在御利用いただいております方々には、御迷惑と御不便をおかけすると思いますけれども、代替施設としてふれあい作業所や下宮地区公民館、中央公民館の会議室等を御利用いただくよう御案内をさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御質問の第２項目め、人口戦略会議が発表した内容の受け止めと今後の対策についてでございます。

このたびの人口戦略会議が発表した内容については、先ほどの宮嶋健太郎議員への御質問で

お答えさせていただいたとおりでございます。

今回の調査では、脱却した位置づけにはなったものの、神戸町の人口は依然減少傾向が続いております。今後も、これまで以上に危機感を持ち、人口減少対策としての子育て支援や移住定住の促進に重点施策として積極的に取り組むことで、町民の皆様が住み続けたいと思えるまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、鈴木議員からの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございました。

以前、委員会のほうに児童館の設計図が出されたと思いますが、その点、議会から出た意見などを踏まえて改善された点はあるでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　子ども家庭課長　清水利恵君。

○子ども家庭課長（清水利恵君）　鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

委員会のほうや、あと先ほど町長のほうにありましたワークショップで出たそういったものに関しまして、実施設計業務の委託業者と打合せの中で協議をさせていただきながら、基本的には用途の変更はございません。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございます。

先ほど、町長が運営は子育て支援の団体がというふうにおっしゃったと思いますが、運営のほうが。時間が長期にわたりますけど、支援の方々はスケジュールを組んで見ていただけるのか、その辺はどうなっているでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　子ども家庭課長　清水利恵君。

○子ども家庭課長（清水利恵君）　お答えさせていただきます。

支援団体様、現在今子育て支援センターのほうにも御協力いただいておりますが、職員の配置としましては、厚生労働省が上げる児童館の設置運営要綱に基づいて人員配置をさせていただき、支援団体様のほうの、もともと児童館の利用時間等に関しまして現在まだ検討中でございます。近隣市町の利用時間帯等を参考にしながら、話し合っていく予定でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　そのように、順次よろしくお願いいたしたいと思います。

それから２つ目ですが、交通アクセスの問題です。

町長は、先ほど低学年の方は家族の送迎をお願いしたいと。高学年は自転車というふうになると思うんです。改修されるところがふれあいセンターということですので、南の地域に属しますから、南平や下宮は近いかなとは思いますが、北のほうから来るのには相当時間がかかるように思いますけど、その点、十分交通などを気をつけないと思いますので、そういった場合に、例えば通学路を優先的に通るのか、そういうこともぜひ検討していくべきではないかと思います。何人かで行かれる場合は、まだ安心できるんですけど、１人で行動した場合に、きちんとしたルートがなかった場合は、その辺はどうするかというふうに思いますので、実際にはやっぱり子供たちが公平に、全部の子供たちが使えるようになってもらいたいんですよね。せっかくいいものができるので、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　議員お説のとおり、できるだけ多くの方、子供たちに利用していただきたいというのは当然のことでございます。

ただ、そこの場所へ行く交通の手段におきましては、低学年はやはり安全が第一でございますので、まずは子供さんの親さんなり保護者の方々の協力をいただきながら送迎のほうをお願いしたいというふうに思っております。

いろんな施設があります。例えば、中央公民館でやっておるような児童の関係のもの、それから中央スポーツ公園、他のスポーツ教室でやっておるようなスポーツ少年団のことがありますけれども、そういった形においても、低学年につきましては保護者の方の送迎を原則にてということを思っておりますので、今のところは新たな交通アクセスの手段を考えるということは考えておりませんので、どうぞよろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　そうしますと、最初の答弁で低学年の方はと言われたけど、できることなら子供たちを送迎してもらいたいということですね。そのように取りましたけど、よろしいか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　あくまでもそういった低学年の方については、保護者なり家族の方の送迎をお願いするということでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　高学年、５年生や６年生になったら自転車の範囲も広くなるし、中学生も対象ですよね。中学生は神中までみんな行き来していますので何とかなるとは思うんです

が、建設されて、それから利用された場合にまた今後の検討課題として考えてもらいたいなと思うんです。

当面は、町長の言われた低学年は送迎で、高学年は自分の力でということなんですけど、できたらやっぱり交通手段をひとつ考えていただけると大変ありがたいな。

せんだって、お話を聞いた中で南平野の子供たちがちょっと何かやるときに、地域のボランティアの人が送っていっているというようなことは聞いたように思うんですが、ごめんなさい、間違っていたら。答弁をお願いします。

○議長（飯沼　満君）　子ども家庭課長　清水利恵君。

○子ども家庭課長（清水利恵君）　せんだってお話をさせていただいたのは、現在、ふれあいセンターのほうにおいて月１回、小学生なんですけれども、憩いの場所づくりという団体様があります。そちらのほうが、下校時において小学校のほうにお迎えを行き、その団体様が送迎をされていらっしゃるというのを聞きました。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございました。

そういうケースもあるということで、またいろいろ地域の人の協力も得てできればいいかなあと思いますので、お願いします。

続いて、３番目でありますが、ふれあいセンターの会議室です。

９月末には、10月からは使えないということで、先ほどの答弁では作業所の部屋と、それから中央公民館ということでお聞きをしましたが、予算書の昨年度の結果を見たんです。そうしたら、ふれあいセンターの利用者が、令和５年12月現在で3,210人の方が利用されている。これ３月まででしたらもっと多くなりますけど、こういった意味では3,000人の方が今度移動されるわけですよね、延べ人数ですけど。

そうすると、借りる場所が重なったりいろいろするかなと思っているんです。そこで、現在、町長がおっしゃられた作業所やふれあい公民館だけじゃなくて、図書館が非常に利用頻度が少ないんですよね。この表から見ると、数でいうと、図書館が何とこれ５年度の件数からいうと95件で、人数はこれ把握されておりませんが、３年が70、４年が86、５年が95というふうに非常に少ないんですね。特に会議室など、もう本当に１桁のときもありますし、それから和室のほうも１桁なんですよね。内容によっては、こういうところも広めてもらえるならもらいたいというふうに思っておりますので、御検討いただきたいなと思いますがどうでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　おっしゃるとおり、図書館には多目的ホールといいますか、それから会

議室、そして一番東には畳の部屋もございますので、十分そっちのほうを御利用いただいけております。特に、北小校区の方については一番近いということでございますので、どんどん利用をしていただきたいというように思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございます。そのようにうまく団体の方々と共存、共栄しながら、施設を利用していただきたいなと思います。

２つ目に入ります。人口戦略会議の件です。

先ほど、質問の中で町長はこの脱却されたということに対して、どのようにまず受け止められたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　10年前、平成26年の５月であります。神戸町が、将来の消滅可能性の自治体に上げられたとき、本当にショックでございました。

それ以降、私そのときには総務部長をしておりましたけれども、直ちに人口減少の対策会議を町長以下幹部職員で設置いたしました。また、その下に総務部長を対象とする人口減少対策研究会というのを、若手の女性の係長等も入れまして研究しております。

その後、この10年間の間、いろんな施策、本当に数え切れないほどの施策を打ってまいりました。その効果がある程度は出てきたなあという、今回48.7％というふうに数字が表れているなあということは思っております。

ただ抜本的な、先ほど申し上げましたように自然減については依然として回復というか、しておりませんので、その辺りは前の宮嶋議員の御質問がありましたけれども、出生率の向上というのが大きな課題となってきております。

この問題につきましては、国の施策が今いろんな施策を、今度新しく出てくるようでございますけれども、そういったことを見極めながらやっていきたいということでございます。

ただ、これまで10年間いろんな施策をやっておりましたが、この西濃圏域の市町においては、大方６割、７割ぐらい、感覚的には同じような施策が多いということであります。現実的には、近隣市町からの人の奪い合いという形になってしまっているかも分かりません。それはそれとして、それでなくてももっともっと若者、それから女性に住んでもらいやすいまちづくりをどんどん進めていきたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　人口増を狙うというのは、なかなか難しい。人の取り合いになるだけ

というふうに捉えがちなんですけど、１つ提案なんですが、固有名詞を言ったらいかんけど、下宮地区ですよね。非常にどんどん若い方も少なくなってきて、家も建たない状態ですよね。やはり新しい方を県外から呼ぶにも、その地域に特区として家を建つようなものを考えるべきではないかと。そうすると、岐阜や名古屋まで行くのに、交通手段として大変下宮地域はいいとは思うんです。なぜかというと、隣の瑞穂市が非常に多くなっていて、子供たちの学校すら本当に建てなきゃならない状態になっているというのを聞いていますので、そこから僅か５分か10分のところが神戸町なんですよね。だから、やはり一つ一つの効果を下宮も南平野も、北小も神小も、全てのところが本当に活性化するような動きにしないと全体が萎縮してしまうので、そういう方法も考えてみたらどうかと思うんです。

人口増にこだわるわけではないんです。小さくても光る町になって、この神戸町に住んで子供たちも若い人も喜べる、そしてお年寄りの方も神戸町が好きだという町になればいいわけですよ。そういった意味では、今までやってきた10年間の施策が今回辛うじてよく出たのかなあとは思うんですが、町長としても先進を切って、他町もやっていたところもありますが、今年度は給食費無償化、全てしました。もう本当にこれは手を挙げて喜ぶことだと私は思っています。医療費の無料化も、全国では、隣の滋賀県ではまだまだ18歳まで、遠い話なんですよね。それを手がけてやってくださっているということは、これをずっと続けられるように町政運営をしていかなければならないと思うんです。

そういった意味では、大手の企業を呼んで本当に財政豊かにするんですが、その財政は別に足らないからできないんじゃなくて、何に使うかということが重要だと思うんですよね。財政の中身を子育てや、そういうものにどっと押し込むことによって神戸町が住みやすいまちづくりになると思うんです。

さっきの話はちょっとここには書いてありませんでしたが、人口増に対しても本当に考えていく何か手段というものをやっぱり掲げたほうがいいと思いますので、以上ですが、町長、どのように思いますか。最後にお答えください。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　鈴木議員の前半部分の下宮地区のとか住宅施策については、都計法というのがありましてなかなか難しい課題がありますので、やはりまず市街化区域のほうでたくさん土地が、まだ宅地となれるような土地がありますので、そちらのほうにどんどん若い方に住んでもらうということであります。

公園の関係も、御存じのとおり大野・神戸インターの南も今区画整理組合のほうでどんどん企業誘致を進めてもらっています。町としても、どんどんそれをバックアップ、支援をしていって、優良企業を誘致することによって雇用の創出、そして税収を確保するということで進め

てまいりますので、引き続き御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございました。

引き続き、御努力よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（飯沼　満君）　これをもって一般質問を終わります。

○議長（飯沼　満君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時24分　散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和６年６月12日

議　会　議　長　　飯　　沼　　満

署　名　議　員　　林　　利　　雄

署　名　議　員　　西　　脇　　博　　文

令 和 6 年 第 3 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 3 号 ）

令和 6 年 6 月13日（木曜日）

議　事　日　程（第３号）

令和６年６月13日（木曜日）午前９時30分開議

日程第１　議第35号　神戸町税条例の一部を改正する条例について

日程第２　議第36号　神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第３　議第37号　神戸町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第４　議第38号　神戸町水道給水条例及び神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第５　議第39号　岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更の協議について

日程第６　議第40号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第１号）

日程第７　報第３号　令和５年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について

日程第８　報第４号　令和５年度神戸町土地開発公社事業経営状況について

日程第９　議第41号　農業委員会委員の任命同意について

日程第10　選第８号　神戸町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

出席議員（１０名）

議　長	飯　沼　　満　君	副議長	小　川　榮　一　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
３　番	宮　嶋　健太郎　君	５　番	西　脇　博　文　君
６　番	林　　利　雄　君	７　番	宮　嶋　三　郎　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	副　町　長	金　指　義　樹　君
教　育　長	宇　野　秀　宣　君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河　出　真　志　君
民生部長兼 健康福祉課長	石　原　宏　一　君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土　屋　典　生　君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小　野　　健　君	会計管理者兼 税務課長	藤　井　徳　明　君

まちづくり戦略課長	和藤潤司君	住民保険課長	末村春美君
子ども家庭課長	清水利恵君	建設課長	堀　智君
産業環境課長	佐藤森行君	上下水道課長	立木正一君
教育課長	大坪由美君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹下政文	書記	前田有香

午前９時30分　開議

○議長（飯沼　満君）　皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議第35号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第１、議第35号　神戸町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第35号　神戸町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第36号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第２、議第36号　神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第36号　神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第37号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第３、議第37号　神戸町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第37号　神戸町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第38号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第４、議第38号　神戸町水道給水条例及び神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第38号　神戸町水道給水条例及び神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第39号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第５、議第39号　岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更の協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　この条例なんですが、国の法改正ということでの条例改正でありますが、マイナンバーカードと保険証の一本化に関わる問題で、今回出されたのが、従来ですと後期高齢者の保険証は７月に発送されます。全ての方にこの保険証を発送し、来年の１年間有効なわけですけど、12 月１日から一本化により資格確認書というものが送られてきます。

この資格確認書は全ての方に送られるのかどうか、マイナンバー保持者以外の方だけなのか、その点をお尋ねします。

○議長（飯沼　満君）　住民保険課長　末村春美君。

○住民保険課長（末村春美君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

御質問の資格確認書でございますが、マイナ保険証をお持ちでない方全員に郵送をさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　現在、保険証を窓口で使っていらっしゃる方がほとんどの状態です。資格確認書は全ての方に送るべきだと思いますが、その辺は討論でまた伺いたいと思います。

○議長（飯沼　満君）　よろしいですか、御返答は。

○１０番（鈴木愛子君）　はい。

○議長（飯沼　満君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　国民の皆さんがマイナンバーカードを使って医療にかかっているというケースが数％にとどまっている中で、この一本化は時期尚早ではないかと思います。そして、この確認書が１年限りの確認書であれば、マイナンバーカード保持者はもう医療に関わる診療

もできないという状態も生まれてくるかもしれません。

マイナンバーカード、これに対して反対するものです。

○議長（飯沼　満君）　今の反対討論は、マイナンバーカードに対する反対ですか。

○１０番（鈴木愛子君）　はい。保険証一本化に対してのマイナンバーカード反対です。

○議長（飯沼　満君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この採決は起立により行います。念のため、申し上げます。起立されない場合は反対とみなします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議第39号　岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更の協議については、原案のとおり可決されました。

議第40号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第６、議第40号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第40号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

報第３号について（質疑）

○議長（飯沼　満君）　日程第７、報第３号　令和５年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、報第３号　令和５年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書については、報告済みといたします。

報第４号について（質疑）

○議長（飯沼　満君）　日程第８、報第４号　令和５年度神戸町土地開発公社事業経営状況についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、報第４号　令和５年度神戸町土地開発公社事業経営状況については、報告済みといたします。

ここで副議長と交代します。

〔議長　飯沼　満君　退場〕

〔副議長　議長席に着席〕

○副議長（小川榮一君）　議長に代わり会議を続けます。

議第41号について（提案説明・採決）

○副議長（小川榮一君）　日程第９、議第41号　農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　おはようございます。

日程第９、議第41号　農業委員会委員の任命同意についてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、[redacted]氏名、飯沼　満さん、[redacted]です。

４月22日付で、農業委員会委員の西脇博文さんから辞任届が提出されました。よって、新たに委員を任命したいので、同意をお願いするものでございます。

○副議長（小川榮一君）　それでは、お諮りします。本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第41号　農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで議長と交代いたします。

〔議長　飯沼　満君　入場・議長席に着席〕

○議長（飯沼　満君）　再開します。

選第８号について

○議長（飯沼　満君）　日程第10、選第８号　神戸町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

神戸町選挙管理委員会委員には、[redacted]鷲見洋一君、[redacted]。[redacted]下野陽子君、[redacted]。[redacted]河合康満君、[redacted]。[redacted]片桐卓朗君、[redacted]。

同補充員には、第１順位、[redacted]髙橋賢一君、[redacted]。第２順位、[redacted]鈴木英司君、[redacted]。第３順位、[redacted]遠藤かおり君、[redacted]。第４順位、[redacted]奈波　真君、[redacted]。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を神戸町選挙管理委員会委員及び補充員の当

選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました神戸町選挙管理委員会委員には、鷲見洋一君、下野陽子君、河合康満君、・桐卓朗君、以上の方が当選されました。

同補充員には、第１順位、髙橋賢一君、第２順位、鈴木英司君、第３順位、遠藤かおり君、第４順位、奈波　真君、以上の方が順序のとおり当選されました。

○議長（飯沼　満君）　以上で、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和６年第３回神戸町議会定例会を閉会します。

慎重審議、誠に御苦労さまでした。

午前９時47分　閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和６年６月13日

議 会 議 長　　飯　沼　　満

議 会 副 議 長　　小　川　榮　一

署 名 議 員　　林　　利　雄

署 名 議 員　　西　脇　博　文